

江東区議会インターネット中継業務委託

プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区議会では、現在、本会議及び予算・決算審査特別委員会の生中継及び録画中継をインターネットにより配信しており、現在の契約が令和5年度末に終了する。

会議の映像を安全かつ確実に配信するとともに、誰もが利用しやすく、閲覧しやすい中継ページを作成する事業者を選定するにあたり、価格比較のみではなく機能や操作性、サポート体制等についても相対的かつ総合的に評価するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区議会インターネット中継業務委託
- (2) 業務内容 別紙「江東区議会インターネット中継業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- (4) 委託上限額 11,960,000円(税込)

※なお、内訳は下記のとおりとする。

①初期費用(機器導入・webサイト構築)

②映像配信・運用管理業務(保守含む) 上限 5,750,000円(税込)

※業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。その場合、初年度に設置・構築した機器やシステムを継続使用することとし、令和7年4月以降の契約内容は上記②のみとする。更新時の1年あたりの契約金額は5,750,000円(税込)を上限とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成31年4月以降において、区市町村議会もしくは都道府県議会の本会議等のインターネット中継業務を受託した実績を有していること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和5年12月18日（月）～令和6年 1月24日（水）
- (2) 質問受付期間
令和5年12月18日（月）～令和6年 1月12日（金）
- (3) 質問回答日
令和6年 1月16日（火）
- (4) 参加表明書の提出期限
令和6年 1月19日（金）午後5時厳守
- (5) 企画提案書提出期限
令和6年 1月24日（水）午後5時厳守
- (6) 第1次審査
令和6年 1月30日（火）
- (7) 第2次審査
令和6年 2月 9日（金）
- (8) 最終選定結果通知
令和6年 2月14日（水）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公 募 期 間：令和5年12月18日（月）～令和6年1月24日（水）
 - イ 公 募 方 法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和6年 1月12日（金）午後5時必着
 - イ 質 問 方 法：電子メールにより下記担当所管まで提出すること

ウ 回答日時：令和6年 1月16日（火）

ただし、届いた質問から順次回答を公表する。

エ 回答方法：質問への回答は区ホームページ

<https://www.city.koto.lg.jp/650102/kuse/kugikai/koshin/2024gikainetto-puropo.html> に掲示し、個別の回答は行わない

オ 現場確認：希望する場合、現場（本会議場及び全員協議会室等）を確認することができる。希望する場合、担当まで事前に相談すること。なお、現場確認をできるのは下記の期間内とし、開庁時間内の1時間程度とする。

令和5年12月21日（木）～令和6年 1月19日（金）

（3）応募書類の提出

ア 提出期限：参加表明書（「6 提出書類」（1））

令和6年 1月19日（金）午後5時厳守

企画提案書等（「6 提出書類」（2）～（5））

令和6年 1月24日（水）午後5時厳守

※提出期限後に提出された書類は無効とする。

イ 提出方法：持参のみ（平日の午前9時～午後5時）

※持込み先は、下記担当部署まで

6 提出書類

（1）参加表明書(様式1) 1部

（2）企画提案書 正本1部 副本7部

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※企画提案書は下記の内容とすること。

・提案書はA4版横書きで作成することとし、片面印刷、30ページ以内とすること。製本やホチキス留めをせず、ダブルクリップ等でまとめること。

・提案書には事業者名を一切記載しないこと。

・提案書は別紙「江東区議会インターネット中継業務委託仕様書」を参照の上、その仕様に沿って作成すること。また、提案書には以下の内容（ア～カ）を必ず盛り込み、項目番号を記したインデックスを付け、記載箇所がわかるようにすること。

なお、そのほか訴求したい内容があれば、以下の項目にかかわらず記載してもよい。

ア 使用機器について

- ① 提案概要全体図（体系図とその説明、操作機器等のサイズや配置）
- ② カメラ、テロップ機器等の性能（画質や操作性）
- ③ 中継システムの画面構成及び画面見本（開会前・休憩中の表示、テロップ表示を含む）

イ 映像配信について

- ① 配信にかかる安全性・確実性等（閲覧全般における快適性、生中継の安定性）
- ② マルチデバイス対応（タブレット、スマートフォン等）
- ③ 映像配信までの流れ（事前確認・修正等の可否、修正可能範囲、配信までの期間）
- ④ 映像の視聴方法、検索方法、映像や質問項目の画面レイアウト、画質（提案内容と近似の受託例がある場合は自治体名を明示すること）
- ⑤ 映像の保管期間
- ⑥ web サイトの構築・公開スケジュール、過去映像の配信開始可能時期

ウ 保守管理について

- ① 障害発生時の対応
- ② 簡易な画面構成等のシステム変更への対応
- ③ データ漏洩等事故予防措置
- ④ システム監視体制
- ⑤ アクセス状況の管理、報告
- ⑥ 相談連絡体制
- ⑦ 研修体制（機器操作等）

エ 業務実績

- ① 同様業務の実績（平成31年4月以降の類似業務の受託実績について、自治体名、契約期間、契約件名、及び契約金額を記載すること）
※選定後、必要に応じて契約書の写し等の提出を求めることがある。

オ 見積金額

下記の内訳を明示すること

- ① 初期費用（機器導入・web サイト構築等）
※導入する機器の明細を添付すること
- ② 映像配信・運用管理業務（保守含む）

カ 特徴的な提案

(3) 価格提案書（見積書） 1部

下記の内訳を明示すること

- ① 初期費用（機器導入・web サイト構築等）
- ② 映像配信・運用管理業務（保守含む）

- (4) 直近の一年において法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 1部

※発行日から3ヶ月以内のもの。

- (5) 会社概要 1部

※提出時期については、「4 スケジュール」及び「5 参加手続」に記載のとおり
※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

7 評価方法

- (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

- (2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

- (3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、得点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。なお、3位以内であっても得点率が6割に満たない事業者は選定しない。

第1次審査の結果は、令和6年2月2日（金）までに全ての参加事業者に電子メールにより通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。また、後日同内容の書面を郵送する。

- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。追加資料の提出は認めない。プロジェクターの使用は任意とする。

1事業者あたり45分（プレゼンテーション30分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は3名までとする。

- (5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点の得点率が7割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目について区ホームページ

<https://www.city.koto.lg.jp/650102/kuse/kugikai/koshin/2024gikainettopuopo.html>

において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。また、業務実績が良好かつ仕様に変更がなく、契約を更新しようとする場合においても、対象年度の予算その他の状況により、業務の実施及び予算額について、中止または変更となることがある。

1.1 担当

江東区議会事務局議事係 担当：大石・藤井

電話：03-3647-3547

メール：6501020@city.koto.lg.jp